

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月19日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 工事概要

- (1) 工事名 那覇第1合同庁舎（23）建築改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市樋川1-15-15
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる建物の改修工事を施工するものである。

1) 那覇第1地方合同庁舎

(a) 建物用途 庁舎

構造・階数・建物規模・工事概要

S RC 造 地上8階 地下1階 延べ面積 20,609 m²

建築工事 内装改修一式

なお、本工事は庁舎内で行政事務を行うなかで並行して工事を施工するものである。

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成24年8月31日まで。
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、県内企業を一次下請（県内元請企業を含む）として活用することを評価する県内企業下請活用比率評価の試行工事である。
- (7) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (8) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、再度の入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の2の規程に基づく随意契約に移行しない。
- (9) 本工事は、入札時に工事内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (10) 本工事は、開発建設部における過去2年度間の低入札工事の工事成績が一定の点数未満の場合は、総合評価の得点を減点する試行工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23年・24年度一般競争参加資格のうち「建築工事」

に係るD等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 施工計画が適正であること。

- (5) 次に掲げる工事(以下「同種工事」という。)の実績を有すること。

同種工事とは、平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次に掲げる(ア)(イ)(ウ)のいずれかの要件を満たす建築工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建部設(港湾空港関係を除く。)及び国土交通省(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあつては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で平家建以上の新築工事(躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事)。

(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で平家建以上の増築工事(躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事)。

(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で平家建以上の内装改修工事。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に配置できること。

- 1) 配置予定技術者は次に示す①～④のいずれかの資格を保有する者であること。

① 1級建築施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

② 2級建築施工管理技士(建築)の資格を有する者。

③ 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者。

④ 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者。(イについては建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの)

- 2) 平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、上記(5)に掲げる条件の施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く。)及び国土交通省(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあつては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものは実績として認めない。

- (7) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く）発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（經常JVの場合は構成員の代表者とする。）
- (12) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）でないこと。
- (13) 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして失格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

- ・企業の基礎技術力等に係る施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・社会性（地理的条件）、県内企業下請活用比率を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、基礎点100点を与える。

2) 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

4) 総合評価

価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限範囲内の入札参加者について、1)、2)及び3)により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込み価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかにヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の 1) から 3) の要件に該当する者のうち、(2) によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
- 3) 提出した技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）

(5) 評価内容の担保

施工計画に提示された技術的所見及び県内企業下請活用比率表に記載された内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評定を減じる措置を行う。

(6) その他詳細については入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第一係
電話 098-866-0031（代表）（内線）2526

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成 23 年 10 月 19 日から平成 23 年 12 月 9 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで、ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること、この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成 23 年 10 月 20 日から平成 23 年 11 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び資料が、3MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成 23 年 10 月 20 日から平成 23 年 11 月 2 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 15 分まで上記 4 (1) に持参又は郵送（書留郵便に限る。必着）すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。(ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。)

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年12月9日12時00分。

2) 紙により持参の場合は、平成23年12月9日12時00分必着。

沖縄総合事務局開発建設部管理課へ持参すること。

3) 開札は、平成23年12月12日 13時00分

沖縄総合事務局 開発建設部 入札室(那覇第2地方合同庁舎2号館)にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除。

② 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。(入札説明書を参照のこと。)

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件(施工経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照のこと。)

(7) 手続における交渉の有無 なし。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 なし。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(13) その他、詳細については入札説明書による。